

報告第 8 号

専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱）
丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 8 年 4 月 17 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

1 被解嘱者

区 分	氏 名	備 考
市立小学校校長代表	玉岡 優子	市立富熊小学校長
関係行政機関の職員	真鍋 潔司	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長
その他教育委員会が 必要と認める者	古川 陽代	市立城北小学校養護教諭

2 解嘱年月日

令和8年3月31日

3 被委嘱者

区 分	氏 名	備 考
市立小学校校長代表	池下 香	市立岡田小学校長
関係行政機関の職員	吉田 明美	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長
その他教育委員会が 必要と認める者	森 聖良	市立富熊小学校養護教諭

4 委嘱期間

令和8年4月1日から令和8年5月31日まで（残任期間）

5 解嘱及び委嘱理由

人事異動等による。

丸亀市学校給食センター運営委員会委員名簿

被委嘱者（丸亀市学校給食センター条例第4条）

	委嘱組織・団体名	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	香川短期大学教授	垣渕 直子	
2	学識経験者	丸亀市歯科医師会理事	吉永 美加	
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立郡家こども園長	川田 央子	
4	市立小学校校長代表	市立岡田小学校長	池下 香	※
5	市立中学校校長代表	市立広島中学校長	高井 真治	
6	市立小・中学校医代表	丸亀市医師会副会長	森本 雄次	
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長	吉田 明美	※
8	市立幼稚園・こども園PTA代表	市立郡家こども園 PTA副会長	高畠 拓哉	
9	市立小学校PTA代表	市PTA連絡協議会 副会長(富熊小PTA)	香川 真実	
10	市立中学校PTA代表	市PTA連絡協議会 副会長(東中PTA)	大林 孝雄	
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立富熊小学校養護教諭	森 聖良	※
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立城北小学校栄養教諭	香川 恵理	

（委嘱期間）令和 7年 6月 1日から令和 8年 5月31日まで
 ※（委嘱期間）令和 8年 4月 1日から令和 8年 5月31日まで

丸亀市学校給食センター運営委員会委員名簿(旧)

被委嘱者（丸亀市学校給食センター条例第4条）

	委嘱組織・団体名	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	香川短期大学教授	垣渕 直子	
2	学識経験者	丸亀市歯科医師会理事	吉永 美加	
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立郡家こども園長	川田 央子	
4	市立小学校校長代表	市立富熊小学校長	玉岡 優子	
5	市立中学校校長代表	市立広島中学校長	高井 真治	
6	市立小・中学校医代表	丸亀市医師会副会長	森本 雄次	
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長	真鍋 潔司	
8	市立幼稚園・こども園PTA代表	市立郡家こども園 PTA副会長	高畠 拓哉	
9	市立小学校PTA代表	市PTA連絡協議会 副会長(富熊小PTA)	香川 真実	
10	市立中学校PTA代表	市PTA連絡協議会 副会長(東中PTA)	大林 孝雄	
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立城北小学校養護教諭	古川 陽代	
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立城北小学校栄養教諭	香川 恵理	

(委嘱期間) 令和 7年 6月 1日から令和 8年 5月31日まで